

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

## 省令

- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務五二）
- 支出官等が隔地者に支払をする場合等における隔地の範囲を定める省令の一部を改正する省令（財務八四）
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八三）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件（総務四三〇）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同四三一）
- 平成二十七年総務省告示第三十一号の一部を訂正する件（同四三二）
- 日本国に帰化を許可する件（法務六一）
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穩の保持に関する法律に基づく告示（外務四二九）

## 告 示

- | 三                                       | 二                                | 一   | 四   |
|---|----------------------------------|---|---|
| ○保安林の指定を解除する件（農林水産二六五九、二六六一）            | ○保安林の指定施業要件を変更する件（同二六六二、二六六五）    | ○高压ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業二五九）  | ○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件の一部を改正する件（防衛二三〇） |
| ○福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一七六） | ○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一七八）    | ○工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件（同二六〇） | ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五）  |
| ○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一七七）  | ○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同一一七九） | ○官庁事項（皇室事項）   | ○道路に関する件（関東地方整備局一四七、一四八）  |
| ○日本工業規格（国土交通省）                          | ○公証人任免（法務省）                      | 内閣 法務省  | ○道路に関する件（九州地方整備局一四七、一四八）  |

- | 七  | 六           | 五      | 四                        |
|--|-------------|--------|--------------------------|
| ○貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁） | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五） |
| ○公証人任免（法務省）                                    | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○道路に関する件（関東地方整備局一四七、一四八） |
| 日本工業規格（国土交通省）                                  | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○道路に関する件（九州地方整備局一四七、一四八） |
| 劳 勤  | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五） |

- | 九                               | 九           | 八      | 八           | 八      | 八           | 七      |
|---------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| ○最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）  | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 |
| ○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同一一八〇） | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 |
| 劳 勤                             | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 |
| 劳 勤                             | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 | ○官庁事項（皇室事項） | 内閣 法務省 |

〔公 告〕

第三者所有物の没収、有権者申出方

官 厅

第三者所有物の没収、有権者申出方

裁 判 所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、会社更生、

再生関係

特 殊 法 人 等

厚生年金基金変更関係

会 社 そ の 他

- | ○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件の一部を改正する件（防衛二三〇） | ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五） | ○道路に関する件（関東地方整備局一四七、一四八） | ○道路に関する件（九州地方整備局一四七、一四八） |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五）  | ○道路に関する件（関東地方整備局一四七、一四八） | ○道路に関する件（九州地方整備局一四七、一四八） | ○道路に関する件（東北地方整備局一九四、一九五） |

諸事項

四 変更した事項（変更前の事項については、昭和五十三年運輸省告示第三百四号及び昭和六十三年運輸省告示第四百八号を参照）  
 イ 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に關する重要事項の表過走帶灯の項光度の欄中「手  
 カンテラ」を「千四百八号」に変更した。  
 ロ 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に關する重要事項の表過走帶灯の項光度の欄中「手  
 烈電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンドラ」を「五カンドラ」に変更した。

五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十七年十二月十日  
 ○国土交通省告示第千百七十七号  
 航空法（昭和三十七年法律第三百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十七年十二月十日

第三項の表中標準一～三の項中「平成27年8月20日から平成27年12月9日まで供用休止」を「平成27年12月10日から供用再開」と改める。

○国土交通省告示第千百七十八号  
 附 則  
 ロの告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十九号  
 航空法（昭和三十七年法律第三百三十一号）第三十七条第三項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日  
 ○国土交通大臣 石井 啓一  
 別表G58の項一イからハまでを削り、同項一イを同項一イとし、同項一ホを同項一ロとし、同項二から4までを削り、同項5中「2に」を「1に」に改め、同項5を同項2とする。

別表E53の項の次に次のように加える。  
 別表V59の項の次に次のように加える。

V71

1 次に掲げる町名を順次に絶ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての  
 点を含む区域の直上空域  
 イ N28°41' E130°23' の地点

ロ 水良部VORTAC

2 N28°12' E129°45' の地点から真方位20°00' 及び30°00' の方向へのびる直線並び  
 にN28°41' E130°23' の地点から真方位320°00' 及び140°00' の方向へのびる直線に  
 おつて閉まれる区域の直上空域（1に削るものを除く。）

3 水良部VORTACから真方位45°00' 及び315°00' の方向へのびる直線並びにN  
 28°41' E130°23' の地点から真方位20°00' 及び140°00' の方向へのびる直線によつ  
 て閉まれる区域の直上空域（1及び2に係るものを除く。）

別表V73の項の次に次のように加える。

V75

1 次に掲げる地點を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての  
 点を含む区域の直上空域

イ 那瀬VORTAC

ロ N25°58' E129°27' の地点

ハ 南大東VOR

2 那瀬VORTACから真方位92°50' 及び102°50' の方向へのびる直線並びに南  
 東VORから真方位279°33' 及び280°33' の方向へのびる直線によつて閉まれる区域  
 の直上空域（1に係るものを探く。）

## 附 則

○国土交通省告示第千百七十九号  
 航空法施行規則（昭和三十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通

報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日

第一表Bシスの項及びエントックの項を削る。

第二表Bシスの項を削る。

## 附 則

○国土交通省告示第千百八十号  
 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行なう事業所の所在地の変更の届出があつたので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十日

○国土交通省告示第千百八十一号  
 登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社ジエイ・イー・サボート 広島県広島市中区三川町七番一号

十一 変更する年月日

平成二十七年十二月二十一日

十二 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十三 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十四 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十五 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十六 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十七 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十八 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

十九 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

二十 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

二十一 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

二十二 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

二十三 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

二十四 変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社 広島県広島市中区八丁堀十五番八号

○東北地方整備局告示第百九十四号  
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

×の関係図面は、平成二十七年十二月十日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十日